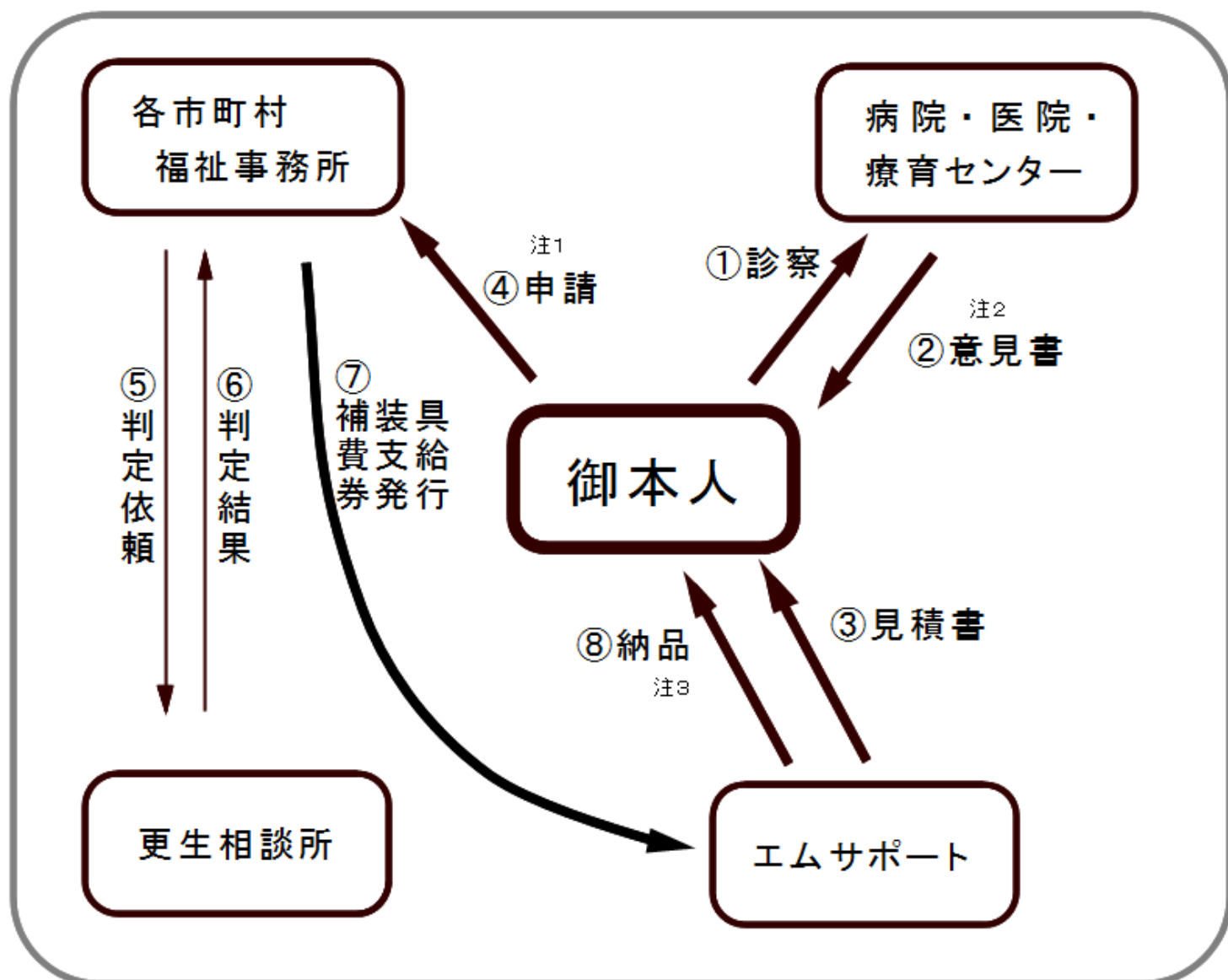


自立支援法において補装具を製作するチャート

Ⅱ. 病院・医院・療育センター等において処方する場合



- 18歳未満の方の新規製作・修理ともに上記の手続きとなります。
- 18歳以上の方の軽微な修理は診察・意見書を必要としません。

注1 申請時に身障者手帳・印鑑が必要。また、所得を証明する書類が必要となる場合もあります。

注2 意見書を記入する医師は県の指定医であることが必要です。

注3 納品時または納品後に処方医の適合検査が必要で、支給券に確認印が必要となります。



(有)エムサポート

TEL 023-687-2800 URL m-support.org/